

杉沢発電所ほか

害虫駆除業務委託

07-D A-M 6

仕様書

令和7年度

秋田県秋田発電・工業用水道事務所

目 次

第 1 章 共通事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第 2 章 委 託		
1 委託概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2 委託場所	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3 委託条件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4 委託内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
5 そ の 他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4

第1章 共通事項

1 総 則

本業務にあたっては「建築保全業務委託共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2 提出書類

提出書類については「共通仕様書」による。その他については、以下による。

ただし、これにより難い場合は施設管理担当者との協議による。

- | | | |
|------------------|-------------|------|
| (1) 作業日報（任意様式） | （施工日翌日までに） | 1 部 |
| (2) 作業写真 | （完了時） | 1 部 |
| (3) 業務完了届（様式-18） | （業務を完了したとき） | 1 部 |
| (4) その他必要なもの | （必要のつど） | 必要部数 |

※提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

第2章 委 託

1 委託概要

この委託は、杉沢、岩見、皆瀬発電所の害虫駆除及び秋田発電・工業用水道事務所が管理する発電所施設に営巣された蜂の巣駆除を行うものである。

2 委託場所

(1) 害虫駆除

対象施設は次のとおり。

- ア 南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢国有林地内（杉沢発電所）
- イ 秋田市河辺三内字大石ノ台地内（岩見発電所）
- ウ 湯沢市皆瀬字真坂地内（皆瀬発電所）

(2) 蜂の巣駆除

対象となる施設は次のとおり。

- ア 南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢国有林地内（杉沢発電所）
- イ 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林地内（杉沢発電所 取水口）
- ウ 北秋田郡上小阿仁村沖田面地内（萩形発電所）
- エ 秋田市河辺三内字大石ノ台地内（岩見発電所）
- オ 湯沢市皆瀬字真坂地内（皆瀬発電所）
- カ 湯沢市皆瀬字真木地先（板戸発電所）
- キ 横手市山内大松川字木戸口地内（大松川発電所）
- ク 秋田市仁井田字新中島地内（秋田発電・工業用水道事務所）

3 委託条件

委託期間 契約日～令和7年11月28日

4 委託内容

(1) 害虫駆除（カメムシ等）2回

建屋の外壁及び窓内側に薬剤を散布し、カメムシ等の害虫駆除及び侵入防止を行う。

1回目散布後、約2週間空け2回目を散布する。

建屋の外壁 使用薬剤：カメムシ用キンチョール乳剤（水で10倍に希釈し使用）

窓内側 使用薬剤：サイバーレ0.5SC（水で20倍に希釈し使用）

ア 杉沢発電所 （参考）建屋外壁656㎡、窓内側33㎡

イ 岩見発電所 （参考）建屋外壁483㎡、窓内側14㎡

ウ 皆瀬発電所 （参考）建屋外壁929㎡、窓内側61㎡

(2) 蜂の巣駆除（スズメバチ等）1個

発電所施設において営巣が確認された蜂の巣の駆除を行う。

営巣が確認された場合は施設管理担当者から受注者に連絡し、駆除を行うものとする。

5 その他

(1) 各業務の詳細な実施日については、施設管理担当者と協議し決定する。

(2) 作業は施設管理担当者立会のもと実施する。

(3) 作業実施に当たり噴霧器、給水ホース等必要な物については受注者が用意すること。